

どなたでも
参加できます！

府中市制施行70周年記念



第2回 府中市 ヤングケアラー啓発イベント

無料です！



ともに、つながる。

ヤングケアラーについての理解促進や相談先の普及啓発を
図るとともに、当事者や支援者同士がつながるきっかけを
つくることをめざします。



2025年 **1月11日** **土**
10:00～17:30



申込みはこちら
11月15日より開始

会場 府中市市民活動センター プラッツ 6階

基調講演・シンポジウム

会場 第2会議室 **時間** 14:45～17:00
定員約60名(事前申込制)

基調講演

**ヤングケアラーの気持ちが
動くとき**

講師 / ファシリテーター

成蹊大学教授 **澁谷 智子先生**



澁谷智子先生

シンポジウム

ヤングケアラーと共に考えるつながり

パネラー

府中市子育て世代包括支援センター「みらい」
保健師 **島村 真由美さん**

調布市子ども家庭支援センター「すこやか」
保健師 **横田 さおりさん**

府中市立府中第五中学校 校長 **伊藤 淳さん**

訪問看護ステーション「音」 所長 **佐野 澄子さん**

コメンテーターとして2人の元ヤングケアラーが参加します

「けあバナ」トークセッション・交流会

今年も「けあバナ」メンバーと府中で会える！
元ヤング・若者ケアラー等による公式LINE
アカウント「けあバナ」メンバーによるトーク
と交流会

会場 第3会議室

●「けあバナ」トークセッション/ 13:00～14:30

定員約30名(事前申込制)

●交流会/14:30～16:00/(申し込み不要・出入り自由)

寸劇ワークショップ

ヤングケアラーの1日を寸劇をみて学ぼう

会場 第1会議室 / 10:30～12:00 / 定員約30名(事前申込制)

パネル展示

ヤングケアラーに関するパネル展をはじめ、
府中市の取り組みや地域の活動をご紹介します

会場 第1会議室 / 13:00～17:00 (申込不要・出入り自由)

**CARERS
WORKS**
Wishing carers
happiness

【お問合せ】

一般社団法人 **ケアラーワークス**

info@carers.works ☎ 042-309-5130

web <https://carers.works/>

主催 / 一般社団法人ケアラーワークス
共催 / 府中市・府中市市民活動センタープラッツ
助成 / 日本財団
協力 / 府中市ヤングケアラーネットワーク会議

TIME TABLE

	10:00	11:00	12:00	13:00	14:00	15:00	16:00	17:00	17:30
府中市市民活動センター プラッツ 6階	第1会議室	開会式 寸劇ワークショップ 定員：約30名 (事前申し込み制)			パネル展示 (申し込み不要・出入り自由)				
	第2会議室						基調講演・シンポジウム 定員：約60名 (事前申し込み制)	閉会式	
	第3会議室	ヤングケアラーについて 一緒に 考えてみませんか?		けあバナ トークセッション 定員：約30名 (事前申し込み制)	交流会 (申し込み不要・出入り自由)				
料理室				カフェスペースとしてご利用できます					

けあバナ トークセッション & 交流会

ヤングケアラーや若者ケアラーのための公式LINEアカウント「けあバナ」。普段は、オンライン上でケアの話をしています。そのけあバナトークメンバーが、リアルでトークを繰り広げます。会場では、けあバナに関するパネルも展示されます。トークセッションの後はトークメンバーや来場者との交流会もあります。

★けあバナトークメンバー★



/ 会場でお待ちしています! \

LINEアカウント友達登録はこちらから▶



寸劇ワークショップ

ヤングケアラーの一日を短い寸劇で、わかりやすくご紹介します。また、寸劇を見たあとにグループで感想を言い合ったり、意見交換をして理解を深めていきます。

パネル展示

府中市における実態調査の結果、子どもたちの声、相談支援の体制、ケアラーワークスの活動など、様々な情報が集まっています。

【日時】2025年1月11日(土) 10:00~17:30

【会場】府中市市民活動センタープラッツ

【住所】東京都府中市宮町一丁目100番地ル・シーニュ5・6階

【アクセス】

○京王線府中駅南口から徒歩1分(駅直結)

○JR南武線、武蔵野線府中本町駅より徒歩10分



一般社団法人 ケアラーワークス

2022年2月に設立した非営利団体。現在、府中市と協働して「府中市ヤングケアラープロジェクト」に取り組んでいます。なお、本事業は、府中市と日本財団が協定を締結し実施するモデル事業です。

令和6年6月、ヤングケアラーを「家族の介護その他日常生活上の世話を過度に行っている子ども・若者」と、子ども・若者育成支援推進法に明記されました。